

公示送達について

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づき、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であるので次のとおり公示送達する。

なお、当該文書は、市民部収納課に保管してあるので該当者の申出があれば、いつでも交付する。

令和 8 年 5 月 28 日

立川市長 酒 井 大 史

1

- (1) 送達すべき書類 国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)第 68 条第 1 項の規定に基づき交付する文書
- (2) 書類送達した文書の文書番号及び氏名又は名称
文書番号 令和 4 年度立財収徴第 2117 号
氏名又は名称 郭 炎烈

2

- (1) 送達すべき書類 国税徴収法第 86 条 2 項の規定に基づき交付する文書
- (2) 書類送達した文書の文書番号及び氏名又は名称
文書番号 令和 8 年度立市収徴第 639 号
氏名又は名称 郭 炎烈